

協議第 8 9 号

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 確認

各種事務事業の取扱い（生活保護事業）について

各種事務事業の取扱い（生活保護事業）について別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	調整の内容(案)	1 生活保護事業については、新市で法令に基づき実施する。 2 特別援護給付金（法外給付）については、津市の例により調整する。
関係項目	生活保護事業		

## 先進地事例

## 【西東京市】

国制度のため、現行のまま新市に引き継ぐ。

## 【宗像市】

- (1)生活保護事業については、国・県の福祉制度に基づき、新市において実施する。  
(2)法外保護費については、制度の基本的な在り方の見直しを含め、合併までに調整する。